

2015年12月25日

JICA 地球ひろば団体登録規約

JICA 地球ひろば所長

JICA 地球ひろば団体登録規約について以下のとおり定め、2015年12月25日から適用します。

施設の利用を希望する団体は、この規約に同意の上、団体登録を行うこととします。なお、この規約は予告なしに変更される場合があります。この規約を変更した場合は、JICA 地球ひろばホームページ上に掲示しお知らせします。

第1条（目的）

JICA 地球ひろばの利用には団体登録が必要です。この規約は、団体登録の方法および登録情報の取り扱い並びに登録団体が遵守するルールなどについて定めたものです。

第2条（団体登録資格）

団体登録を行うことができる団体は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 開発途上国を対象とした国際協力・国際交流活動を実施している団体であること
- (2) 代表者を定め、規約または会則等により組織や活動が明確であること
- (3) JICA 地球ひろばの利用が、営利・宗教・政治活動を目的としたものでないこと
- (4) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号。以下「反社会的勢力への対応規程」という。）に定める反社会的勢力に該当しないこと

第3条（利用の範囲）

1 登録団体は、次の施設等を利用することができます。

- (1) JICA 地球ひろばの会議室及び付帯設備
- (2) その他、JICA 地球ひろば所長（以下「所長」という。）が認めた施設及び機能

2 施設等の利用に関する規則は別に定めます。

第4条（登録申請、承認）

1 登録の手続きは以下の通りです。

- (1) 登録を希望する団体は、「JICA 地球ひろば団体登録新規申請書」（様式第1号）に登録必要事項を正しく記載し、次の書類を添付の上、所長宛に提出してください。

- ・ 構成員名簿
- ・ 定款・会則等（無い場合は参考例を参照し作成してください）
- ・ 活動概要がわかる資料（パンフレット、ホームページのコピーなど活動実績や今後の活動予定がわかる資料）

- (2) 所長が審査に必要と判断したときは、登録を希望する団体に追加の資料の提示を求める場合があります。

- 2 所長は、申請の内容を審査し、登録の要件を満たしていると認めるときは、その団体の登録を許可し、当該団体へ「JICA 地球ひろば団体登録承認書」（様式第3号）を送付します。
- 3 登録団体は、自己の登録必要事項の内容について、全ての責任を負うものとします。
- 4 登録団体が虚偽の内容を登録したことによって生じた一切の請求や損害は、当該登録団体自らの費用と責任で解決するものとし、JICA 地球ひろばは責任を負わないこととします。

第5条（登録の変更、解約）

登録団体は、登録責任者の氏名、連絡先等申請内容に変更があった場合、及び登録を解約するときは、「JICA 地球ひろば団体登録 変更・解約申請書」（様式第2号）を速やかに提出してください。

第6条（有効期限、登録更新）

- 1 登録の有効期限は、各年度を一区分とする最大1年間とします。
- 2 登録は、登録団体から解約の申し出がない限り、年度ごとの自動更新とします。

第7条（登録の取消）

- 1 所長は、登録団体が次のいずれかに該当する場合、登録期間終了を待たずに、当該登録団体への事前の通知、承諾なく当該登録団体の登録情報を削除し、団体登録制度によるサービスの提供を中止するとともに、以後団体登録制度の利用を断ることができるものとします。
 - (1) 登録時の申請内容に虚偽が含まれるとき
 - (2) 登録団体が実在していないとき
 - (3) 登録団体と連絡が取れなくなったとき
 - (4) 登録団体が団体登録制度を不正に利用したとき
 - (5) 登録情報に変更が生じた場合において第5条の変更手続きを行わなかったとき
 - (6) 第2条の団体登録資格を満たさなくなったとき
 - (7) 登録団体又はその代表者若しくはその構成員が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能集暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき
 - (8) 反社会的勢力が登録団体の経営に実質的に関与しているとき
 - (9) 登録団体又はその代表者若しくはその構成員が自己、登録団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき
 - (10) 登録団体又はその代表者若しくはその構成員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
 - (11) 登録団体又はその代表者若しくはその構成員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (12) 登録団体又はその代表者若しくはその構成員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (13) その他、登録団体又はその代表者若しくはその構成員が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っているとき
 - (14) その他、他の利用者から度重なる苦情を受けるような行為、JICA 地球ひろば施設利用規約を破る等の行為があり、所長が必要と判断したとき
- 2 登録が取り消しになった場合、団体登録制度及びサービスの利用中止により生じた損害や不利益に関し、当該登録団体及び第三者に対して JICA 地球ひろばは一切責任を負わないものとしします。

第8条（アンケート調査の実施）

- 1 JICA 地球ひろばは、サービスの改善を目的として、登録団体を対象にアンケート調査を実施することがあります。
- 2 前項のアンケート調査は、機密保持義務、契約条項に違反した場合の契約解除措置、損害を与えたときの損害賠償義務などの条項を契約で定め、情報保護のための適切な措置を取った上で、第三者に委託して実施することがあります。
- 3 アンケート調査を実施するため、JICA 又は委託先が、登録された連絡先にコンタクトをすることがあります。

第9条（JICA からのコンタクト、情報配信）

- 1 JICA は、登録内容の確認をするために登録された連絡先にコンタクトをすることがあります。
- 2 JICA 地球ひろばに関する情報やセミナー情報などを、登録されたメールアドレスに情報配信することがあります。

第10条（免責事項など）

サービスの利用に当たり、登録者はこの規約に加え、別に定める「JICA 地球ひろば施設利用規約」及び「個人情報の取扱い」に同意するものとしします。

第11条（準拠法、裁判管轄）

この規約に関し紛争が生じた場合には、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

第12条（その他）

この規約に定めのない事項に関しては、利用者は JICA の定めるところに従うものとしします。

個人情報の取扱い

JICA 地球ひろば所長

JICA 地球ひろばは、個人情報を取り扱うにあたり、以下のプライバシーポリシーを定め、個人情報について適正な管理を行うとともに、個人情報の保護に努めます。

団体登録申請に当たっては、以下のプライバシーポリシーに同意したものと取り扱います。

1. 利用目的

取得した個人情報は、下記事業実施のために利用します。

- ①登録団体へのサービス提供
- ②登録団体への文書等の送付
- ③サービス向上等のためのアンケート実施

2. 個人情報の保護・管理

保有する個人情報は、その正確性を保つとともに、紛失、破壊、改ざん及び漏洩を防止するため、不正なアクセスなどに対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

3. 個人情報の提供

個人情報について、以下の場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に提供することはいたしません。

- ①法令に基づく場合
- ②事業目的を遂行するために業務の一部を第三者に委託する場合

この場合、その委託先に対し、当該個人情報の安全確保等について厳正な調査を行い、個人情報の取扱いにあたっては厳正な監督を行います。

4. 法令等の遵守

このプライバシーポリシーに定めのない事項に関しては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号)および独立行政法人国際協力機構内部規程「個人情報保護に関する実施細則」(平成 17 年細則(総)第 11 号)のほか、JICA が保有する個人情報の保護に適用される関係法令等に従います。